

(第4回) 草津市水道ビジョン策定委員会 会議概要

1. 日 時 平成22年7月1日(木) 13時30分～16時00分

2. 場 所 草津市役所4階 行政委員会室

3. 出席者

〔委 員〕 山田委員長、田中委員、伊吹委員、川瀬委員、鈴木委員、望月委員、
矢野委員

〔事務局等〕 中村上下水道部長、福田上下水道部副部長、岨中上下水道部副部長兼
上下水道総務課長、中村上水道課長、横江浄水課長、村井上下水道総
務課参事、寺西上水道課参事、粕渊上下水道部副参事、吉水上水道課
主査、前田(浄水課)

(業務受託業者) 株式会社日水コン中川副部長、竹田主任、澤主任

4. 内 容

(1) 開会

(2) 報告

①前回会議の会議概要

(3) 議事

〈各種施策の体系と内容(1)〉

①平成21年度の検討結果

②将来像と目標の設定

③実現方策の体系

④草津市水道事業の運営体制

⑤危機管理マニュアル

⑥市民アンケート結果の他都市との比較

(4) 閉会

5. 会議の概要

〈開会〉

○事務局

只今から第4回水道ビジョン策定委員会を開会させていただきます。私は司会をさせてい

ただきます上下水道総務課の唄中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、本日の会議でございますが、委員7名の方、全員御出席をいただいておりますので委員会設置要綱の過半数の規定を満たしており会議が成立していることを、まず御報告申しあげます。またこの会議につきましては1回目で御承諾いただきましたとおり、公開とさせていただきます。本日も公開ということでの開催となりますので、御承知をいただきたいと思ひます。

それではまず開会にあたりまして部長の中村が皆様方に御挨拶を申しあげます。

〈挨拶〉

○事務局

みなさまこんにちは。開会にあたりまして、一言御挨拶を申しあげます。本日は今年度最初の草津市水道ビジョン策定委員会ということでございまして、4回目を開催させていただきましたところ、各委員おかれましてはなにかと御忙しい中、御出席をいただきまして厚く御礼を申しあげます。さて、当策定委員会も二年目となりますが、今年度は将来像及び目標の設定、そして実現方策の検討や経営計画など水道ビジョンの核となる部分の検討や御議論をいただきたく考えております。また、市民の皆様から広く意見をいただくパブリックコメントの実施の予定をいたしております。このような中、水道ビジョン策定にあたりまして本日を含めると今年度に5回の策定委員会開催を予定しております。このビジョンは今後の草津市水道事業の指針となる重要な水道ビジョンとして位置づけをいたしておりますので、今年度も引き続き各委員の更なる御尽力をいただきますよう、よろしくお願ひを申しあげたいと思ひます。本日は各種施策の体系と内容をテーマといたしまして御討議をいただきたいと思っております。この内容につきましてはこの後、担当の方から御説明申しあげますので御意見や御提言をいただきますようお願い申しあげたいと思ひます。それでは誠に簡単でございますが開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願ひいたします。

○事務局

どうもありがとうございます。これより手元の次第に従いまして会議を進めさせていただきますと思ひます。まず2番目にございます報告でございます。今回1点ございますので御説明申しあげます。

○事務局

それでは資料の1を御覧いただきたいと思ひます。前回3月29日開催の第3回会議の概要記録でございます。質疑応答の箇所などはできるだけそのままの形で記録をさせていただきます。御確認をいただきましたら、これをホームページ上にて公開をさせていただきます。この件につきましては宜しいでしょうか。

○委員全員

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。それではいま御手元に掲載されているものをホームページ上で公開とさせていただくことにいたします。ありがとうございました。

それではこの後会議に移らせていただきますが、次第の2番目が終わりましたので、3番目以降の議事につきましては委員長が議長ということでございますので、委員長に引き継がせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈議事〉

○委員長

それでは議事に移らせていただきたいと思います。今回から大きな各種施策の体系と内容ということで、今回この水道ビジョンの根幹をなすところでございます。いま御説明いただいた議事が6つありまして、ひとつずつ説明を聞かせてもらってするという事になっておりますが、また後でまとめて、遡って御意見を頂戴したいと思います。それでは議題の(1)平成21年度の検討結果というところから御説明をいただきます。

○事務局

はい。その前にですね、本日の委員会のテーマを確認させていただきます。

今回の委員会のテーマでございますけれども、最初に第3回(平成21年度)までの検討結果を振り返りまして、将来像と目標の設定について御説明を申しあげます。次に、具体的な目標達成に向けた実現方策につきまして、全体的な体系、具体的な施策として草津市水道事業の運営体制と危機管理マニュアルにつきまして御説明を申しあげます。これらをもとに本市水道事業の将来像と目標を御理解いただきまして、実現方策について検討の不十分な点はないか、偏った視点になっている部分はないかなどについて御審議をいただきたいと考えております。なお、市民アンケート結果の他都市との比較につきましては、前回委員会において御質問のあった項目であり、これについても御説明を申しあげます。

次のスライドに移ります。これは第1回委員会でお示しした検討のフロー図でございます。今回の第4回委員会では、基本方針の策定と実施方針の検討を主なテーマとして、「将来像と目標の設定」「実現方策の体系」「草津市水道事業の運営体制」「危機管理マニュアル」「市民アンケート結果の他都市との比較」に関する部分を事務局から御説明し、内容につきまして御審議いただきます。

まずはじめの平成21年度の検討結果でございますけれども、これにつきましては、給水人口、1日平均給水量と1日最大給水量の推計結果でございます。給水人口は、第5次総合計画の計画人口135,000人を年度末人口に換算し、未給水人口等を控除して131,000人となっております。1日平均給水量は用途別に推計した有収水量を有収率で割り、1日最大給水量は1日平均給水量を負荷率で割って算出しております。これによりますと、給水人口の増加にあわせまして当面は増加傾向が見込まれますが、人口が減少に転じる平成32年度以降は減

少に転じると見られます。1日最大給水量のピークは約 58,500m³/日ということになっております。

次に移りまして、これは平成 21 年度の水源の能力と稼働状況でございます。主力水源はロクハ浄水場であり、その稼働率は平均時でも 86.7%と高くなっております。今後の水需要動向についても、南草津駅周辺や立命館大学などロクハ系での増加が見込まれております。

次のスライドに移ります。これは将来の水源計画でございます。1日最大給水量 58,500m³/日のうち、県水受分水として契約水量 2,000m³/日を差し引き、残り 56,500m³/日のうち、ロクハ浄水場を現状の取水能力で固定し、残りを第 1 取水口北山田浄水場で処理するものと位置づけをしました。北山田浄水場は、御倉町加圧ポンプ場の稼働に伴いまして若干の区域拡大を図っていますが、抜本的に稼働率を高めるためには、北山田浄水場の配水ポンプ増強や配水池増設など、大幅な送配水施設の再編成を伴います。そこで、今回の計画においてロクハ浄水場を縮小しまして北山田浄水場を維持拡大することは困難と考えました。ただし、主力水源でありますロクハ浄水場更新工事を実施する期間の水運用などの方針につきましては次回以降の委員会で御説明します。

次のスライドに移ります。こちらの方は整備課題をハード面とソフト面に分けて整理したもののうち、ハード面に関するものでございます。現状では水質基準を満たします水質を適正な水圧で給水しており、特に緊急を要する課題を抱えているわけではございませんが、今後の老朽化対策や水質のさらなる向上、事故災害等の非常時対応などの面で課題を抱えている状況でございます。

次のスライドに移ります。こちらの方につきましてはソフト面に関するものでございます。更新にあわせた規模の適正化や事務事業の効率化、技術継承など事業を持続していく上で必要となる課題を中心に抽出をいたしました。

次のスライドに移ります。これまでの検討結果に基づき課題の優先順位を整理いたしました。業務指標によると、直結給水、配水池耐震化、経営改善、施設稼働率の向上などの必要性が抽出されました。機能診断によると、一部の設備等では老朽化が進行しており、早急な更新の必要なことが分かりました。組織体制の面では、技術継承の面からみると浄水場の専門職を中心に高齢化が進んでおり、定年退職者を不補充のまま放置した場合は浄水場も土木系も技術継承が困難となる状況が予測されました。市民アンケートにおきましては、「管路や施設等の更新」「災害対策」「環境対策」「水質向上」という 4 つのテーマについて優先度を質問しましたところ、全体の傾向としてはいずれも「現在の料金を維持できる範囲内」の占める割合が最も高いものの、「料金改定してもなるべく早く実施すべき」とする意見は「管路や施設等の更新」「災害対策」で高く、不要とする意見は「環境対策」「水質向上」で高い傾向がみられました。

これらの結果によりまして、「管路や施設等の更新」「災害対策」「経営改善」「組織体制の維持」が特に優先的に取り組むべき課題であると考えました。

以上で平成 21 年度の検討結果の振り返りを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは何か御質問等ございましたら。はい、どうぞ。

○委員

最後のところに組織体制を維持する為のマンパワーが不足しているという点なのですが、これはどうでしょうか。他の自治体と同じような傾向とみていいのか、草津市における特記事項なのかその辺り教えていただきたい。

○事務局

9ページでしょうか。

○委員

そうです。

○事務局

浄水場レベルとしましてはどこの市や局も、どうしても技術不足といいますか、だいたい固まっているのが50代前後ぐらいが固まっていて、どこの市も技術職という形で対応もなかなか難しくていまの現状ですが、今後はやはり技術の継承、委託したらいいのではないかとか第三者委託とかいろんな話が出ていますけれども、やはり公的施設でもありますし最終的には浄水場として、浄水場だけではないのですけれども他の部分もしていかなければということであるとは思いますが。

○委員

草津市の課題かと思ったのですが、やはり経験的な能力とかそれが必要だということであれば、今の人材の技術の改善何か出そう、職業訓練校とかいわゆる大学卒業でなくてもそういう間口を取っていけばとかそういうことを思いつつ聞いていたのですが、そういうことでなくて技術的な革新を期待するのがいいのでしょうか。そういうところが気になります。

○事務局

特にこれは浄水場だけの話しですが、やはり継続的な経験というのはどうしても必要になってきますし、当然知識と経験がかみ合わないと運転が難しい。知識ばかりあっても経験が伴わないとその知識が生かせないという、そういうのがあるかなと思います。

○委員長

今の御指摘は昨年度のまとめの中で扱われたことでもありますし、ビジョンの中でどこまで強調して書くのか、また御意見をいただきたいと思います。

○事務局

委員長よろしいですか。

○委員長

はい。

○事務局

今の御質問で、今日のテーマで先の話になるのですが、今の人員体制、組織体制と
いいですか、その辺りのことは（３）の項目のところでもまた出て参ります部分もござい
ますので、その辺りでまたよろしく願いいたします。

○委員長

まとめのところでは何か抜けているところがありましたら御指摘ください。もし宜しければ
（２）の将来像と目標の設定というところに移りたいと思います。それでは御説明よろしく
願います。

○事務局

それでは議事（２）につきまして、パワーポイントを使って説明いたします。

それでは、本市水道ビジョンの将来像と目標について検討した結果を報告いたします。こ
こでは、事務局で選定した案を順次御紹介しますので、表現方法などで気になる点がござい
ましたら、のちほど御指摘いただければと思います。

では、はじめに将来像の設定について御説明いたします。本市水道事業では、半世紀先を
見据えたあるべき姿として、「びわ湖の恵みをとどけ 未来へつなぐ 草津宿の水」という将
来像案を選定しました。

次のスライドに移ります。先ほど見ていただいた将来像案には、次のような想いを込めて
います。まず、スライドの左側ですが、本市の特徴として、琵琶湖という大きな水がめが身
近にあるという恵まれた環境の中に位置しており、この恵みを受けて、本市は大きく発展を
遂げてきました。これからも水道事業は、安全でおいしい水をつくり届けることで快適な市
民生活や市勢の発展を下支えしていくという想いを込めています。次にスライドの右側で
すが、本市は、古くから東海道と中山道が交わる宿場町として人と人との交流を育んできた歴
史があります。このように、お客さまである市民と水道との交流を深め、市民の協力と理解
を得ながら、次世代へと水道事業を発展させていきたいという想いを込めています。

次のスライドに移ります。参考資料となりますが、今回御紹介した将来像案に至るまでの
道のりをスライドに示しています。まず、若手職員などを対象としたワークショップを実施
し、スライド上部にある A から D までの 4 案を選定しました。水道ビジョン内部検討委員会
では A から D 案で伝えたい想いを汲み取ってスライド中央の 1 案と 2 案へと改良しました。
その後、さらに審議を重ねていくことで、今回御紹介した将来像案となりました。

次のスライドに移りまして、目標の設定結果について御説明いたします。結果を御説明す
る前に、将来像と目標の関係を整理しておきたいと思います。将来像とはスライドの右側に

示すように半世紀先を見据えたあるべき姿です。この将来像から左側の10年後に立ち返って、当面の水道事業の方針を定めたものが目標となります。今回は、当面めざす方針をわかりやすくスローガンにしたものを御紹介します。数値化された目標値の設定などは、次回以降の委員会で具体的な実現方策を報告する中で御紹介したいと思います。

次のスライドに移ります。目標の体系ということで、何本の柱で目標を構成するか御説明いたします。まず、厚生労働省では、水道ビジョンの中で安心、安定、持続、環境及び国際の5つの柱で目標を立てています。これを本市の置かれた状況に照らし合わせてみると、国際については、UNEPでの海外研修生を対象に浄水場見学会等を実施し、毎年、国際貢献への取組を具体化していますが、職員数から見て今以上に国際貢献への取組を増やすことは難しく、他の4つの柱と同等に国際を位置づけられる状況にありません。そこで、スライド右側のように安心、安定、持続及び環境の4つを目標の柱と置き、国際に関する取組は、個別の施策で可能な限り取り組むものとししました。

次のスライドに移ります。目標のスローガンとして選定した案を紹介します。安心は、「安全でおいしく飲める水を届けます」安定は、「いつでもどこでも水を届けます」持続は、「次世代へみんなの笑顔を届けます」環境は、「びわ湖への感謝の気持ちを届けます」としました。

次のスライドに移ります。目標の選定理由ですが、安心については、高品質の水道水を供給するので飲んで欲しいという想いを込めています。安定については、平常時にも災害時にも安定供給することをやわらかい表現にしました。持続については、将来にわたって高いサービスを提供することで、お客さまに喜ばれる水道を目指します。さらに、技術継承を円滑に進めることで、組織、財政、サービス面の好循環を目指すことで水道事業者側も喜べるようにという想いも込めています。環境については、自然環境保全から発展して様々な環境活動を進めていくことを目指し選定しました。なお、語尾は“〇〇します”とすることで強い決意を表現することにしました。

以上です。

○委員長

はい、ありがとうございました。何か御意見ございますか。何か気になるとか。

はい、どうぞ。

○委員

スローガンの一番上の安心の高品質の水道というのは具体的にいうとどういうレベルを言っているのでしょうか。

○事務局

高品質、まずは安全でおいしいということが基本になるわけですがけれども、いま私どもの浄水場では高度処理といいまして活性炭等を入れて臭い対策などを行っている訳なのですが。水質的には当然基準はクリアするという事はあるのですが、より一層のおいしい水というのはなかなか難しいですけど、安全はもとよりおいしい水というものを求めてそ

ういう意味での高品質な水道水というのを考えて目標としてあげているわけなのです。

○委員長

どうですか。はい。

○委員

2点あるのですけれど、国のビジョンでは国の将来像が5つあって、その枠の中で自治体は4つ同じ項目を挙げてくるのはひとつのパターンですか。実際に求められているそういう項目なのですか。安心・安定・持続・環境それぞれの項目で見ると施策と横に掲げられた部分と。

○事務局

各市町村の水道ビジョンの策定にあたりまして、国の方から指針がありそれにのっているという形で。

○委員

それぞれの項目についてこういう目標になっていると。

○事務局

はい。

○委員

持続という中に将来の笑顔とかありますけれども、実際的に老朽化とかそういう日常の危機管理に関する項目というのは将来目標の中ではこういうところにはすぐわない話なのですか。安定供給的なものなのか、持続になるのか分かりませんが。

○委員長

御質問ですか。

○委員

はい。そういう意味合いというのか、保全的な部分というのは。

○事務局

いま、おっしゃっていただきました老朽管の更新とかそういう持続の部分ではないかということなのですが、我々の想いといたしましては、安定というところでいつでもどこでもというところで表現させていただきたい。その意味につきましては、災害時にも水を安定して供給します、平常時も安定して供給しますと。この中には施設の更新をしていくよと考えるこの表現にさせていただいたところでは。

○委員長

はいどうぞ。

○委員

いまの持続のところの笑顔というのがあるのですけれども、これはどういう部分で笑顔となったのかなと、中の説明部分の選定理由のところには非常に分かりやすい言葉で書いてありますので、こういうことなのかなと思いますけれども。それが笑顔という言葉に表現されることが少し私の方としては何となくせつかく選定理由の方のやっついこうということを指し示す言葉だと思うのですが、それがはずれるというか合わないような気がします。その笑顔の理由を聞きたいと思います。

○事務局

先程の説明と一緒にしてしまうのですけれども、喜びという部分を笑顔という表記で表させていただきました。その中には使っていたいている方の喜びと、造る側の喜びということで先程の説明させていただいたところなのですけれども。

○委員

喜ばれるとか喜ぶという話は良く分かるのですけれども、このスローガンに笑顔が相応しいかどうかというのは少し、まず違う。失礼ですけれども、伝わりにくいのではないかなという気がしましたので、ここは替えられる気はないのかなというふうに思います。

○委員長

今おっしゃったところの次のページの選定理由のところ、今の御指摘を含めて、あらゆる好循環を生むと聞いただけでは何の循環なのか分かりにくいかと。もうひとつ目の安定というところで「を」が抜けているみたいですね。やわらかい表現にするというその前の「こと」、で終わっていますが文章としては抜けている。こういうのは分からなかった。どんどん指摘していただいて、ここで議論してもいいですし、あるいは次回にでもありましたら。

私が発言して聞きたかったのですが、どうしても国際というのはおろすのですか。あまり関係ない事だと思うのですけれども。日本の中小都市で市内に具体的な感じのするものがあると思うのですが、草津市はある程度そういうことを代表しているような気もするのですが。市の施設ではないですが先程出てきた UNEP とか県の施設がありますね。琵琶湖そのものも世界的に有名ですし、これから滋賀県と世界に、県として売っていくことかも知れませんが草津市にはその拠点としていいものがあると思うのですが。あるいは私どもの大学も含めて留学生とか、また外国人の居住者とかしっかりした数字は知りませんがある程度多い地域かなと。そうすると国際化の柱でお金もないし規模も小さいから出来ないとってしまえばそれまでなののですけれども。連携して何か草津市独自でなくても出来ることのあるのではないかなと思うのです。しんどいからおろそうとか。

はいどうぞ。

○委員

いま、観光ボランティアガイドをしております、烏丸半島に行った時にやはり誇りを持って UNEP の説明を、よそにないものですから説明をしております、これからどんどん国際化になっていかなければいけない訳ですし、大いに琵琶湖をうって草津市に力を入れていただいで欲しいと思うのです。琵琶湖の水をいただいているのですから、その辺をもっと国際的にしていただく。私たちから見たら琵琶湖の水は汚れていると思いますけれども、よそから比べたらやはりきれいな水。国際的に UNEP を活用していただいたらと思います。それとわりとやわらかくて分かりやすい目標を挙げていただいていると思います。環境問題に取り組んでおりますが、あまりにも琵琶湖があるのが当たり前すぎて感謝の気持ちが少ないのです。一般市民はもっと態度で示せるようなことをしていく。例えば、琵琶湖を汚さないとか、清掃する等々具体的になった時には、語りかけるようなことがあってもよいのではないかと考えています。

○委員

私はむしろ自治体経営とすればそういう面は必要かも分かりませんが、ここで考えていくのは水道事業の収支の中で展開していくという前提があるわけですね。そうした場合にやはりこういうイメージ PR、言葉が悪いですがそちらのほうのゆとりがあるかどうか、少しこの辺をふまえたビジョンになってくるのではないのでしょうか。

○委員長

お金のかからないところで出来るかどうかということ。

○委員

そういうことですね。そういう分野で何かはないかと。

○事務局

財源に係るものとして何かそういうものを盛り込んでいくという話ですか。

○委員

そうではなくて、財源が負担になってなかなか国際化というところに手が出せないのではないかなという、そういう面も考えられるのですけれども、いかがでしょうかという事でございます。

○事務局

草津市に設置された UNEP の国際機関もありまして、環境の柱に含めていきたいと考えます。持続の次世代へみんなの笑顔をお届けますというところに、例えば世代を越えた将来への笑顔もありますし、草津市域を超えて国際的な広がり笑顔などもあります。こういうところに敢えて国際と書きますと骨組みとして細い柱の上に物が築けないようになるので、特に

この笑顔を届けるところに国際的な我々の技術なり現場の経験なりいろいろなものが笑顔とともに届けられればと考えています。それを UNEP の研修生にも、環境問題も含めていろいろな形で広がりが出てこないかなと思います。あえて国際という柱を立てていないのは、それ以上の発展性が非常に難しいと考えておりましたのでこの場合は、気持ちはあるのですが、抜いています。

○委員長

ですけれど、見ていただいた時に、はい、どうぞ。

○委員

水道ビジョンで前にいただいた厚生労働省健康局で出ているものを見ますと、技術だけでなく水道の国際貢献を我々地方自治体では出来ないところもあると思うのですが、逆に国際規格の活発化とかそういうお話も出ている中では、いかに UNEP があるとかそういうレベルだけではなく国際規格に参画しながらやっていくという意味では私は入れておいてもいいのかなと思うのです。

○委員

国際化についてなのですが、あまり堅く考えすぎではないかと。実際に立命館大学の留学生が何千人と居ますし、それから在日労働者は滋賀県に多い訳です。彼らは既に草津市の水道のユーザーですから、ユーザーに対してサービスしていることを宣伝していく。それだけでも彼らが自分の国へ帰った時に日本の水道はすごかったよ、蛇口からそのまま飲んでも大丈夫だったよというようなことを言うだけで、それでも国際貢献になっているわけです。それから宣伝だけでいいとか、日本のいろいろな面で技術もあるけれどもそれが伝わっていないとよく言われますけれども、その点を上手く伝えるためにいろいろイベントをしてみるとか、留学生を集めて浄水場の見学をしてみるとかそういうこと。もうひとつは、観光ということに引っ掛けて、琵琶湖というのは案外国際的にまだ知られていない。立命館大学もびわこ・くさつキャンパスという名前を付けているのですけれども、琵琶湖ってどこですかと海外に行った時に。どうしても京都。京都キャンパスの隣ですよといったことで、京都ブランドでまだ名前を言っている事になるのですが。もう移転して 10 年経ちますから、琵琶湖を知ってほしい、そういう努力からそういうことを含めてもっとアピールしていく。関空からお客さんが来られた時に京都には行きますが、滋賀県にもう少し足を運んだら来られるわけですから、来ていただいて是非琵琶湖の水を体験していただきたい。そういうツアーのオプションとして海外からのお客さん呼び込めるようなイベントとか、そういうものをどこがイニシアチブを取るか別として、草津として取り組んでいただければ、そんなにお金もかからないと思います。それに対して市民でボランティアで協力したいという方がたくさんおられると思います。そういった企画を水道部の方から発信していただきたい。それだけでも充分国際交流になると思います。

○委員長

途上国の中小都市がけっこう水の供給で困っているのです。大都市はそれはそれで問題はありますが、例えば京都府の舞鶴市はずっとそういう国際協力を水道事業でやっているわけです。人口規模も同じぐらいか小さいぐらいですけれどもずっと継続的にやってもらって水道局が協力されている。むしろ水で繋がる、飲み水で繋がる国際協力なのです。舞鶴の場合は大学もないのにやっていて私たちも応援していろいろやって、意外と途上国の中小都市で問題があちこちある。もう少し狭めれば、例えば琵琶湖の湖沼の水を使って水道供給をやろうとしているところもあります。そういうところでやはり原水の汚染問題とか湖を汚さないための市民協力とか色々おやりになっている。そういうところがたくさんあると思うのです。もうひとつは、中小都市同士で水道技術等運営について協力する、ホストファミリーという言葉がありますけれども、ホストシティ構想みたいなものとして、小さくてもどこかの途上国にお金を出すというわけではなく、なんらかの情報協力をしていくといういろんなやり方があると思うのです。それから草津市内にあるいろいろな企業さんを、外国へ水関係の企業もありますので、それを少し外国へ出していくという繋ぎ役にも水道局がやる。舞鶴もそれをやっているのです。いろいろ企業さん協力を得て、逆に企業さんがこれから伸びていけるように舞鶴を紹介する。ですから、飲み水の問題はここしばらく次世代のエネルギー以上の問題になる可能性もあるので、草津市もちゃんと国際協力を出来るところではやっています。という姿勢が必要ではないかと、消極的になるとすべて引っ込んでしまうので、何が出来るか、いろいろあると私は思っています。研修でも英語が出来なければダメというのではなくて、日本語で研修をやるというやり方もあります。もちろん大金は使いませんが、例えば1年間臨時職員に選んで給料としては非常に安い契約できてもらって、しっかり草津市の水道技術を理解してもらって帰るといふ、いくらかの持ち出しはあります。日本語でできます。ですから、何かをやるという姿勢、お金がなくてできなければ少しだけやればいいいわけです。あるいは、場合によっては JICA とか県とか国とかのある程度支援を受けながら草津市は水で売っていくのであれば、せっかく持っている技術を外へ出していくという、そういう姿勢は良いのかなと思います。委員はあまり予算のことを考えていませんので、言いたい放題ですけれども。

はいどうぞ。

○委員

今の将来像と目標の設定で、安心・安定・持続とありますけれども、まず安心のところではいいかと、中に飲んで欲しいという表現がありますね。これは当然飲むということなので、こういう表現は少しおかしいのではないかと、飲んで欲しいと。これは高品質のいわゆる高度浄水を維持して供給しているわけですから、こういう怪しい表現に私は読めるのです。飲んで欲しいという表現は。それと持続というところで、将来にわたって高いサービス。現在もう既にかかなりの高いサービスを提供されているわけですから、さらに高いサービスを提供するというのはどういうことか。逆に疑問を感じるわけです。それと更にその下、あらゆる

好循環を生む。あまりにも将来にわたって、技術継承も難しいとっているわけですからそれを好循環にするというのはどういうことなのか、少しまだ理解できないのです。これ問題点をぼかしているように思うのです。目標設定でありながら、もう少し目標ならば何をするという表現が出来なくても飲んで欲しいとか、安定ではやわらかい表現とか高いサービスとかあらゆる好循環で、あまりにもスローガン過ぎて目標の設定には成りにくいと思っているのですけれども。

○委員長

選定理由ですか、基本の表現が良くないということですか。それとも、ブルーで書いているスローガンそのものですか。四角で囲んである選定理由のことだと思うのですが。

○委員

市民の方に安心ということであれば、このブルーのところ「安全でおいしく飲める水を届けます」これはこれでいいと思います。これは当然のことです。あまりにも当然のことを当然に書き過ぎているのです。「いつでもどこでも水を届けます」これも当たり前の事なのですよね。目標の設定でも何でもありません。「次世代へみんなの笑顔を届けます」これも当然のことなのです。表現としては良いのですけれども、あまりにも目標設定過ぎる。ブルーのところだけを出すと市民に対してあまりにも抽象的な表現で、当然のこととなると思うのです。下の四角の枠になると、少しあまりにも実際飲んで欲しいとかいうのは当然のことです。その辺は現在そうになっているわけで高度浄水を維持し向上を目指すとか。高いサービスというのはどういう事なのか、こういうようにいきたいとかあらゆる好循環でいける、技術継承はこうするのだという表現にしてもらわないと好循環とはどういうことか少しよく分からないです。

○事務局

おいしく飲めるという事に関しまして、以前に需要者、市民アンケートの結果からはそのまま飲むというパーセントが 17% 余りです。浄水器を通す方が 34%、ミネラルウォーターだけ 6%、湧かした水が 14.7% ということで、実はそのまま飲んで当たり前の飲める水をそのまま飲めない方が多い。その辺の誤解とかをしっかりと説明をして安心して飲んでいただけるように、これは当たり前のことなのですけれども、これがスローガンです。この後例えば何年後に水道直接飲用率の具体的な数値目標が今後の議論の中でいろんな施策を講じてできるのではないかなと思います。当たり前といえば確かに当たり前ですけれども、いろんな意味で例えば災害時の対応とか耐震化の問題とかに関しましても当たり前が 100% 実施出来ているかというとは実はそうっていないのが現状です。当たり前になるようにいつまでにどこまでそれに近づけるかという数値目標が今後の議論になればと思います。好循環につきましても、当然技術者の確保とか料金設定とかいろんなサービス提供がなかなかあるべき姿の望ましい形が実はそのように出来ていないのが現状です。また、高いサービス、更に高いサービスというより将来にわたって高いサービスを続けていくという意味が言葉としてあります

ので、よりどんどん高めていくという意味合いではないというふうに思います。あくまでスローガンでありまして、先程の説明にもありますように 50 年後程度の将来像に向けて、今後 10 年の間に高い目標のどのレベルまで達成するのだというのが今回のビジョンの具体的な数値目標になるのかなと思います。

○事務局

先程御質問ございました安定でございますけれども、平常時にも災害時にも安定供給すること「を」が抜けています。「することをやわらかい表現にする」ということでございます。御意見をいただきましたこと、予算に関すること、それから好循環、国際につきまして次回までに再検討させていただきまして次回の委員会の方で御説明させていただきたいと思えます。

○委員長

御指摘をここで全部答えていただくのはなかなか難しい。

○委員

先程からビジョンを見ていますと、持続のところサービスだけを高品質といったところではなくて、要は水道システムの持続性、健全経営いわゆる経済効率とか、これは水道の水の中の品質の話が出ていますけれども、お金がないと、高くなればいいとかはできない、コスト削減とかそういうことは運営基盤の強化ということが私は浮かんで、やはりこれを入れないとかないと水だけの話しではこの後のところ方策の時に非常に必要かなと思えましたので、出来たらそこを入れといていただいたらと思います。

○委員

環境の中でいまここに書いておられるように、「環境活動を進めていく」。下の方を見せてもらうと環境活動として直接活動的なことがないのですけれども、目に見えたような市民にわかるような自然環境保全に、先程もおっしゃったように琵琶湖のつながりを言うわりには何をするのか。具体的な施策があれば結構です。

○委員長

後ろの方も見ていただくということで次の（3）に移りたいと思います。とりあえず説明をお願いします。

○事務局

それでは議事（3）につきましてパワーポイントを使って説明します。

これから4枚のスライドを用いて、4つの目標像を実現するための主要な施策を、現在の状況との関連を整理しながら体系化して御説明します。これは「安全でおいしく飲める水を届けます」という、水質の向上に関する目標像を実現するための体系図です。原水水質や取

水口の立地、浄水処理方法、フェンス等の管理状況、給水栓での水質などの状況により、水質監視の強化や侵入者対策、浄水処理の最適化、配水管網の見直し、鉛管更新や小規模受水槽への指導など給水装置関連の対策などが主要な施策として挙げられました。

次のスライドに移ります。これは「いつでもどこでも水を届けます」という、災害対策に関する目標像を実現するための体系図です。耐震診断や機能診断、業務指標分析などの結果により、施設や管路の耐震化、電源系統の強化、バックアップの検討と連絡管整備、応急給水等の検討、危機管理マニュアルの改善が主要な施策として挙げられました。

次のスライドに移ります。これは「次世代へみんなの笑顔を届けます」という、施設整備や更新、水運用などのハード面と、健全経営、技術継承、給水サービスなどのソフト面の両面からみた本市水道事業の持続に関する目標像を実現するための体系図です。ハード面では機能診断や業務指標により明らかとなった施設、設備、管路の老朽化や水源系統の稼働率のばらつきなどの状況のもと、計画的な更新や更新にあわせた規模の適正化、区域の再編成や水運用の検討などが主要な施策として挙げられました。ソフト面では技術継承の困難さやマニュアル類の作成や改善、窓口対応の強化や市民アンケートによるニーズの把握と情報提供、業務改善の必要性などが確認され、これらを解決することが主要な施策として挙げられました。

次のスライドに移ります。これは「びわ湖への感謝の気持ちを届けます」という、環境対策に関する目標像を実現するための体系図です。汚泥の有効利用、夜間電力の活用や太陽光発電等の導入検討、漏水防止などが主要な施策として挙げられました。

次のスライドに移ります。これは先ほどの施策体系の中から、特に詳細な検討を必要とする重要な課題を取り出したものです。事業の方向性に関わる施策として、事業運営体制のあり方、水運用方法の検討が重要です。一方、大規模な投資を伴う施策として、ロクハ浄水場の耐震化、更新の検討、管路更新計画、連絡管の検討などが重要です。

以上で実現方策の体系についての御説明を終わります。

○委員長

はい、ありがとうございました。少し細かい方策が並んでいて充分なのかどうか、御意見いただきたいと思います。

災害対策だけで、結構事故もありますね。本来は事故があってはならないのですけれども、とんでもないことで大事故がありその為に給水が停止してということもあると思います。

はい、どうぞ。

○事務局

いまおっしゃっていただいていますように、特にこの場合災害対策として我々特に地震を受けて意識しております。災害時の事故もいまおっしゃっていただいていますように、規模の大きさの大小もあると思いますけれども、特に大きなものであれば被害は甚大なものになりうるというところでは共通なところがございますので、今の御意見も貴重な御意見として踏まえてもう少し検討を加えさせていただきたい、このように考えます。

○委員長

検討していただいたところで、これ災害も震災が大きな要因に見えますけれども、浸水災害とか、それから濁水というのがありますね。琵琶湖が大濁水になって取水制限を受けたら安定供給が出来ないわけですから、手の打ちようがないとってしまえば、そういうこともどこかにあるべきものかと思います。

持続の中のサブタイトルのなとこに一応全部入れていただいている、健全経営とか技術継承とか給水サービスとかは入っていますね。

はい、どうぞ。

○委員

持続のところなのですからけれども、特に技術継承の問題で施策として技術継承方策の検討となっています。検討が必要という現状が問題点であって、これをどうするのかという細かい点が必要だと思うのですが、まだ検討の段階ですか。

○事務局

表現の仕方の問題は改良の余地があると思うのですが、(3) 実現方策の体系から次の(4)の運営の中で具体的にどうするのかというのが表現されております。おっしゃっていただいている「検討」という表現はもう少し考える余地があると思いますので、表現については変更していきたいと思います。よろしく御理解いただきたい。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

実現方策の体系というのがありますね、あの部分と先程目標の設定の安心だったら安全でおいしく飲める水をと、高品質の水道水を、というのと関連している。これをひとつの意向と同じところだと思うので、そうすると例えばこちらの図の方では安心だと良好な水質で、手前の方では高品質の水道水といった言葉の細かい話かも知れませんが違いが出てくる。健全経営というのは向こうになくこちらにはあるといったようなところで、目標の設定の選定理由が、この辺りの関連性をもう少し言葉もそうですし、中身を整理した方がもう少し明確になっていくのではないかと思います。せっかく後ろに書いていても前にないというところがありますので、そういう意味では整理が必要かなというふうに感じます。

○委員長

整合性が付いていないのがあるみたいです。一度使ったキーワードを、どちらかと言うと後ろから上がって行って一番上のところに反映される。

○事務局

先程も言っておりますが、目標像については50年先を見据えた目標像です。ビジョンの主要な施策の到達地点は今後10年ぐらいを目途に目指した施策ですので、高品質で当然のことですけれども、最高品質の水道を目指すという目標であって現状は良好な品質だろうと思います。高度処理をしていますロクハ水系では活性炭は年中通水しているわけではございません。下流府県のようにオゾン処理等のより高度な処理をしているわけではございません。現状の原水水質に合わせた出来る限りの水処理をしているのですけれども、将来そういったより高品質を目指す意味では新たな浄水の処理を付加するような形は必要かもわかりません。現状で抱える大きな主要課題に向けてひとつずつ片づけて整理していくというような形のイメージで、将来像に直接すぐに結びつくものもありますし、ステップアップするような施策もございますので、全てが目標像には届かない施策も羅列していますのでよろしくお願ひします。

○委員長

そういう話になると、他でも指摘したのですけれども50年先を描くというこのメンバーで責任はもてない。たぶん居るかどうかわからない。ですから、10年というのはすぐに経ちますから計画立てて設計しながらやっても、10年がかりになる。やはりもう少し近いターゲットを出来るだけ差異のないことですのでしてみませんか。基本計画でよくいわれる20年とか、どうでしょうか。

○事務局

先程委員がおっしゃいましたように、当たり前だと言われるのが50年先であって、いま現在は当たり前なのが当たり前のように出来ないレベルもあります。当たり前のように出来るものもありますけれども、この10年の間の目標値は、この後、次回の委員会の中でいつまでどのレベルまで10年先の形にするのだという具体的な目に見える数値目標を決めていくような議論をお願いしたいと思っています。それで10年後のビジョン、将来像は当たりの姿で誰もが考える当たりの姿でということで、我々いまみんながイメージする水道はこうあるべきだこうあって欲しいと、いつでもどこでもどんな災害が起こっても安心して水が受けられるのだという期待を込めた将来像があればと思うのですけれど。

○委員長

二段階しかないというところにこだわったのですけれど。

○事務局

二段階ですけれども、ただ水道ビジョンは中間で見直しもございますし、更に第二のビジョン、向こう10年後にバージョン2があり更にバージョン3がありというように、どんどんステップアップしていくのかなと思います。

○委員長

おっしゃることは分かるのですが、50年後といたらもうお墓に入っている。それが水道としての今後の究極の姿かどうかです。それはまた別の行き先の話、議論はいくらでもして理想状態、現在からの理想状態を描くことは悪いことではないと思うのです。10年だといまお金を使って出来るのはこれですと、そういうことではなくて、少し10年と50年というのは間が遠いような気がするのですが。変な話ですけれども、50年先に今のような水道システムが合うのかなと思うのです。例えば、今の水道は全部一緒に水源も琵琶湖が大半ですから、みんな一方的に同じ事業形態で全部するというのは、何か変動があるような気がするのです。

○事務局

すみません。訂正をさせていただきます。スローガンのそれぞれ4つの柱の言葉「届けます」というスローガンについては、10年後の目標をスローガンにしたものだというふうに最初の説明でいっています。このスローガンの「いつでもどこでも」というこれは50年後ではなくて10年後の目標であります。50年後は「びわ湖の恵みをとどけ未来へつなぐ草津宿の水」というのが将来像ということでありますので、改めて訂正を。ただ気持ちの上では、スローガンとして具体的な数値目標はございませんが、将来の目標像に向けた10年後もやはり「いつでもどこでも」高品質な水が受けられるようにという想いはそれに繋がるのかなと思います。パーフェクトに100%必ずしもいけるかどうかというのはありますけれども、スローガンとして少しでも高い理想を目指した方がいいのではないかと考えております。

○委員長

次をやってください。はい、どうぞ。

○委員

「当たり前」の議論なのですけれども、16ページの市民（お客さま）に喜ばれるという表現ですけれども確かに水道事業とお客さまの関係があるのは確かなのですが、やはり市民は市民として、ここで当たり前のことが当たり前でなくなっている時代に入っていると思うので、当たり前のことを当たり前維持するためにはコストもかかる。また、そのことを難しく感じる。そういう意識でもって水道を見ていかないと認知できませんよという時代になっているのに、まだお客さまに高度なサービスを提供するという発想でやっていくと、自分のクビを絞めるだけのような、そういうふうになってしまう。いま当たり前のことが当たり前でなくなっているのが日本の社会の状況なので、そこの認識というのをもう少し踏まえた方が良くはないかと思います。お茶なんかお金を出して買うなど当たり前じゃなかったのに普通になってきているわけですけれども、だったら水道水についても今のサービスを維持する為には、もっと相応の負担をしましょうというふうに、いろいろ議論はあると思いますけれども、そういう意識の変化を求めるような事もここでは必要ではないかと思いました。

○委員長

大事な御指摘。これにどう返されるのか期待したいと思います。草津市水道事業の運営体制をお願いします。

○事務局

これから、草津市水道事業の運営体制ということで（４）を御説明します。スライドに出ておりますが、ここでは、まずはじめに事業運営体制の現状について出させていただきます。草津市水道事業の事業運営体制は草津市の方向性に沿ったものとなっておりますが、市では行政改革に向けたさまざまな取組を推進しているところでございます。職員数につきましては、目標人員は削減傾向が継続いたしておりますが、実績ではこれを上回る削減を達成しております。しかし、職員の年齢構成や職種の分析から、先程も出ておりましたが浄水場の維持管理に必要な技術者、化学、機械、電気の専門職について極端な高齢化が進んでおります。また、管路や構造物の管理を主に担当する土木系の職員につきましても高齢化が進み、技術継承を考慮した計画的な職員配置を行う必要のあることが明らかとなりました。

次のスライドに移らせていただきます。ここでは事業運営体制の現状として、委託の現状を整理いたしました。上下水道総務課では上下水道料金等の関連業務など、上水道課では給配水管等修繕業務など、また浄水課では浄水場運転委託業務など総数 14 件の業務を現在民間委託いたしております。経費節減を目的とするものや、専門的だが継続的でない技術を要する業務、運転業務に従事する人員確保を目的とした業務などを中心に委託を実施してきました。

次のスライドでございますが、ここからは、重要な施策の 1 つである事業の運営体制について御説明いたします。水道事業の運営形態につきましては、効率的な事業経営を目的とした民間活力の導入や広域化などが検討され、厚生労働省からは「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」、また「水道広域化検討の手引き」などが示されています。いま現在出ておりますこの表は、これらを参考に草津市における課題解決に向けた今後の水道事業の運営形態を列挙したものでございます。民間活用に関しては、現在も実施いたしておりますが①個別委託、委託範囲を少し広げた②個別委託の包括委託、技術的責任も委託者に負わせる③第三者委託の他に設計や建設の段階から民間を活用する④DBO・PFI という委託、そして経営権まで民間に委譲する⑤公設民営化（コンセッション）、及び⑥完全民営化などがございます。これらの他に、⑦広域化という運営形態も考えられます。

次のスライドでございますが、第三者委託の実施状況は厚生労働省のホームページで公表されておりますが、これによりますと、大臣認可事業において、第三者委託を実施している事業は総数 27 件で、内訳は上水道 15 事業、用水供給事業が 12 事業となっております。また受託者は民間事業者が 11 件、水道事業者等が 16 件となっております。具体的な委託者と受託者の関係をみますと、共同施設の管理を、多くの技術系職員を有している水道事業者等が受託する事例や、浄水場新設とともに民間事業者に委託する事例が多くなっています。共同施設の管理を公に委託する事例では、兵庫県が加古川市に、岡山県が津山市に、そして前原市が福岡市にそれぞれ委託しています。新設に伴い民間委託する事例では福島県三春町、山梨

県峡東地域広域水道用水供給事業などがございます。これらにより、維持管理の技術蓄積のない事業体で委託するケースが先行していると言えます。また、11件の民間委託例では、各受託企業はそれぞれ1事業で他に事例としては豊富な経験がないことから、なかなかノウハウの蓄積はあまり期待できないと考えられます。

次のスライドでございますが。こちらの方では、包括委託を実施している現在草津市でのお客さまセンターの点検を行いました。「草津市水道お客さまセンター」は平成21年2月1日より開設しました。上下水道料金関連業務の民間事業者への委託となるこのセンターの目的は、「草津市行政システム改革に係る集中改革プラン」における「5年間で職員数を条例定数の10%削減」という方針を達成することであり、料金業務委託に伴う4人の正規職員削減を目標として実施いたしました。センター開設より1年が経過いたしました。評価を行った結果は次のとおりでございます。まず、料金関連業務正規職員の削減は目標を達成いたしました。滞納整理業務については、徴収金額の合計が前年度より約14%増加し、徴収率向上について期待された成果が出ております。受託業者からの積極的かつ主体的な業務改善に係る提案・行動が十分にはいま現在のところは見受けられない状況でございます。料金関連業務を受託する民間事業者の業界はまだまだ経験不足で、また若年社員が多く経験年数も短いということでございます。

また社員の異動や職場離れもみられ、業務に関する知識の蓄積が容易でない面もありました。この業務の委託期間は、平成21年2月1日から平成26年1月31日までの5年間であり、今までの課題については現在も改善策を継続的に講じているところでございます。

次のスライドに移ります。こちらでは草津市における広域化に向けたこれまでの取組を整理いたしました。「草津市行政システム改革推進計画(アクションプラン)」での取り組みと、上位計画である「湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画」の状況をお示ししております。「草津市行政システム改革推進計画(アクションプラン)」では、「地域経営のための市役所づくり」というテーマのもと、「事務執行体制の見直し」「外郭団体及び管理施設等の運営の健全化、効率化」という分類の中で取り組むべき課題の1つとして「水道事業の広域化」が掲げられました。具体的には、南部上水道用水受水市連絡協議会幹事会において調査を開始し、平成19年度まで継続的に議題項目として掲げました。協議の対象は守山市、栗東市、野洲市、湖南市と草津市の5市でございます。しかしながら、他市では県用水活用により効率化が図られていると判断されていたり、機構改革による上下水道部局の統合や浄水場の有無など各市のおかれている状況が大きく異なっているなどの理由により広域化に対する意識が薄いのが現状であります。平成20年度の幹事会において広域化に関する協議の取り止めが決定されました。一方、上位計画となる「湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画」では、共同検査センターの設立による水質検査体制の広域化について現在検討中であり、平成22年度に改訂作業がいま現在行われております。

次のスライドに移ります。ここでは、これまでの経緯や内部委員会での協議結果などにより、草津市水道事業における民間活用の考え方を整理しました。民間委託は、窓口業務など事務の一部と浄水場運転管理の一部において現在すでに導入しております。これらは事務の効率化や組織のスリム化などの面で一定の成果を上げております。北山田浄水場は建設より

20年弱の経過年数でありロクハ浄水場も今後10年間は大規模な改修工事を必要とする状況にはないため、当面は施設の設計、建設、運転管理等を一体として行う業務は予定されておられません。そのため、「DBO・PFI」は該当いたしません。「公設民営化」や「完全民営化」は、「連携形態の手引き」によると我が国の水道事業では導入事例がなく、地域水道ビジョンにおける今後の施策として位置づけることは現時点では困難と考えております。一方、第三者委託は水道法上の技術的責任も含めた委託となりますが、浄水という市民の生活や健康に直結する製品の品質を守ることは水道事業にとって極めて重要な責務と考えております。しかし、運営管理に係る民間部門導入に関する技術的、客観的評価の手法については、先進的な事業者等で一部取り組まれているものの現時点では未だ確立された方法はありません。厚生労働省の「水道ビジョン」でも重点取組項目に掲げられている段階でございます。そこで、民間部門における責任能力の確認や技術的、客観的評価の手法の確立されていない状況では、草津市では浄水の品質については公によって責任を持つことが必要であると考えております。

次のスライドでございますが、こちらの方では現在浄水場の維持管理方針ということで、現在内部でいろいろ協議をいたしておりますので、次の第5回以降の委員会で取り上げさせていただきたいと思っております。

(4)のスライドの最後でございますが、ここでは浄水場の維持管理方針に関する留意点を整理しました。広域化については、南部上水道用水受水市連絡協議会における経営の一体化なども視野に入れた協議は一旦取り止めとなっております。しかし、浄水施設の維持管理における職員体制確保は、ほとんどの職員は現在定年退職を間近に控え、差し迫った問題となっております。給水収益の伸び悩みが予測され、市長部局での採用抑制も想定されている状況下では、現状の組織を維持することも困難となるおそれがあります。栗東市や守山市など近隣事業体では自己水は消毒のみの地下水となっており求められる技術内容は異なっていますが、浄水場や場外施設などを対象とした管理の共同化など、緩やかな広域化についても可能性を探る必要があります。この場合は、本市が管理体制の中心となって受託するケースや、他市が中心となる管理体制に委託するケースなども考えられます。広域化に関する制度変更や他都市の動向、第三者委託の導入状況や事例につきましても継続的に情報を収集し、草津市における維持管理体制の課題解決に寄与する方策が確認できた場合には、随時方向性を検討することも重要です。

以上で、草津市水道事業の運営体制についての御説明を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。長い目の説明をしていただきましたが、中途半端で何となく読むとどうしたいのかというのは分かるのですが、こうするというように出してもらえれば我々議論しやすいのです。いろんな事例も含めて少し回りくどいです。

これはやはり先程も言いましたけれども、現状の体制でいきたいということを書いておられると思うのですが、浄水場の維持管理についてはもう少し議論をしてから提案したいと読みとれるのですが、そういうことでしょうか。

○事務局

いま言われましたように、浄水場の中心的な技術分門といいますか、そういう部門は一切市が責任を持って管理していく。そしてもうひとつに実際の浄水運転、運転管理の部分はいま現在も徐々に委託傾向にありますけれども、そういう部分については将来的に委託化していいかなということはありませんけれども、先程も言わせていただいたように全てを第三者委託という感じで民間委託にするという方向はどうかということでございます。

○委員長

そういう方向を出したいという御意志なのですか。どうでしょうか、皆さん。

○委員

私も同じ想いがあるのです。例えば、職員の高齢化が進んでいるというのは採用計画を立てていけば問題ないのではないかとと思われるのですが、現実的にそういうことが難しいからこの委員会で取ればいいという後押しが必要なのですか。そう聞こえてしまっているのですけれども。

○委員長

高齢化して技術者が足りないのですよと言われても、ではどうしてきたのですかと聞きたくなります。いろんな市の中でのいろんな力関係とか施策展開とかいろんなものの、ある意味影響を受けてこういう現状になって、いまおっしゃったようにこの委員会で後押しして一から体制をきちんと整えよということを書いて欲しいという。

はい、どうぞ。

○事務局

一番大きい問題でございまして、今後の水道経営のそのもの問題になってまいりますので、人員体制の問題ももちろんそうなのですが、それが今後の水道経営に関わってくる大きい問題ですので、その辺は皆様方の御意見をいただいてこうあるべきだということは当然いただかないと駄目だと思うのですが、まだ私どもが今の時点ではこういうふうにあるべきだというところがまだ少し示せない部分が、今の人員体制を含めまして。それをもう少し時間をいただいて私どもで煮詰めてから皆様方に御諮りをしていきたいという想いがあるのです。ですから、今日の場合はまだ少し明確なことが示せないのは私どもとしても残念なのですが、もう少し時間をいただきたいと思います。

○委員

いいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

今の問題は私も身につまされているような状態ですが、実際問題ここに書いてある中で国によってはレベル的に、高齢化が進んでいる、技術継承が出来てない、人員体制の維持が出来ないといいながら下の方では委託を進めているとか経費節減という話で、これまったく裏腹な話でして、若い子が入ってくれないといつまでたっても技術継承できない。採用してないという事もあって、それでは歳をいった人がこれから辞めていかれるそしたら若い人が入ってこられるかという、今度は委託の形ではムリなので人員は入ってこないのです。悪循環で回っている状態なのです。草津市さんだけではなくどこでもこの問題は抱えていると思うのです。その中でいま検討して答えが出たらそれをいただきたいなど。本当にこれは一番難しい問題だと思います。追加募集したらいいのではないかといてくれている部分もありますけれども、市の中で財政が本当に苦しい。本当にこの案、国の話の中で書いていますように、広域化という生き残りの道はそれしかないのではないかと話を聞いています。最後まで公が責任を持っていく場合は人員を減らす、委託にするというとは後は何で責任を持つのかなとそういう裏腹な部分があるので、将来的な50年先をいわれたのか30年先、10年先をいわれたのか内容はよく分からないですけれども、将来どういう形であるかというのはいち少し絞って考えないとたぶん問題が解決できないのかと思います。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

最近、水ビジネスというのをテレビでよくやっていますよね。日本でもそういう、いわゆる水道事業を民間委託したという例があるようです。それはフランスの業者さんが委託した。その時は良いのだが、途中で水道料金を上げるとかいろいろそういう問題が起きてきて、上手くいけばいいのですがいろいろと問題点もあるような話もいっていましたので、その辺はもう少し研究して、方向としてはそういう方向もあるのだけれども、やはり研究してみる必要もあるのではないかなというように思ったのです。

○事務局

先程委員がおっしゃりました、委託と人の削減が矛盾する動きがあるように思うのですが、全ての業務を職員がすることは不可能です。専門的で部品をさわるようなところは現実さわれませんし、技術もそもそもありません。ただし、そういったものは専門業者にしっかりと委託をして、その情報をしっかりと市が持つかどうか。全面的に委託をすると結果の情報が市の方に返ってこない、委託しても委託した結果は市の方にしっかりと中身がどうなっているのか、そしたら次はどのようにしたらいいのかと。いったいどうしているのかと、この中どうなっているのかというのを見ながら勉強して情報を得るといって、そういうところが我々の技術の継承であり蓄積であると思っています。技術情報については紙にマニュアル化してしっかりと残す。何かの形に残さないと、と常々考えております。最終的に市が責任を

持つ以上は、現場の事情なり、将来に向けた方向性なり、しっかり責任を持てるように情報収集して判断できる、そういった技術確立はどうあるべきかと考えています。実際、運転管理などは現場の細かいトラブルの対応なども、今のところ市の方に情報が入っていますが、全面的に委託化の方向にいきますと、いざ何か事があった時にいよいよどうしていいのかわからないと、処置判断の指示も出来ないということに陥りますので、そういうことのないような形にしたいと現場の方は考えています。そういう意味で、出来る限り汗を流してする仕事は委託していますが、むしろ情報収集というのが我々職員の仕事かということだけではありませんが。本来市がすべき業務だけに集中するような形にしていきたいと考えております。

○事務局

先程委員がおっしゃりましたように、水ビジネスというのもあるかと思うのですが、懸念しますのは、一旦専門的業者に、例えば第三者委託のように全ての浄水場の権限をそこに渡して全てを見てもらうと、現場の技術者がいなくなった時に、もし民間委託に入った時に民間が倒れた時にすぐに対応することはまず不可能ということです。中枢に技術者がいても経験がないので、その間にすぐ運転するというのは不可能ということもあって、十分な検討を必要だと思うのです。

○委員長

民営化をして経費を削減するという、そういうシナリオを直接はなかなか理解できない。裏を返せば、公としてやっておられる方がどこかで余分な事をやっているからそうなっているので、煮詰めれば民間でも公営でも同じところに行くのではないかと。ただ特に違うところは、サービスを全ての住民の人に飲料水を届けるという、その点においては、公が直接関わればそれに責任を取れるというのは徹底してできると思うのですが、民営化した場合にそれが完全に保証されるのかというのがあって、その差が若干コストの差は出ると思います。残りは全部同じことだと思うのです。逆に言うと、民間へ出した為に民間は非常に安いといったことでやっているというケースもあります。役所だったら職員をある程度確保しながらやっていくということで、もう少し財政の中身をクリアにして市民に説明してみたら、水道というのはこの部分をきちんとやっていくことが非常に大事なのだという主張をされた方が良くと思います。ここがあまり出来てないからムダややめないといけないとかいわれる。民間だとこのお金でやれという勝手に会社の中でいろいろと操作をしておられる。この違い。委託者が務まらないということはないですね。計画的に取っておられないだけであって、草津市の職員で技術職をやりたい人を募集しても誰も来ないとか、来ててもすぐに辞めてしまうとかいうのは本当の意味での人材不足なのですが、そうではなくて、人為的に入る人を抑えているだけのことでいいですね。委員の方々もせっかく民営化の話題が出ましたので、おそらく答えは中間的な段階、民営化できるところは民営委託にしようということになるとは思います。

はい、どうぞ。

○委員

民間の方へ委託というのは、水は直接命に関わるので基本のところは公で持っていただくというのが安心かなと思います。民間にするというのは切り換えないといけないというのはあるのですが、電気なら関電さんとか大阪ガスさんというレベルの企業ぐらいの民間企業でないと、草津市レベルのところではおそらく対応できない。特に災害時などは何もできないのではないかとこの想いはしています。ただ、委託する範囲は決まってくる。もちろん大阪府さんにも素晴らしい業者がいるのですが、そのレベルの範囲でしか民間に委託できないのではないかとこの想いがひとつと、それと全体的な話なのですけれども、水道だけでなく一般的にサービス業が役所に対するサービスというのがすごく求められていて、人の手がおそらくフロアでいえば1階の所へ本当にたくさん張り付いていると思うのですよ。そうするとなかなか技術者とか見えないところへの人の配置というのはできない。人件費なかなか認められない。市役所でもいろいろサービスがございまして、まして私たち高齢化していくと御世話になることがたくさんある中では、ますますそういう対応となると技術的なところには人が回せない、お金的には思う。そうすると先程の部分と関電の部分と人の部分との対応。やはり本質的な形をつくっていかないとまず難しいのではないかと事業統合といった広域化の話もあるのかなと思います。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

以前に浄水場見学の途中で給水の関係で草津川のつけかえによって草津川の給水が河口に近づいてしまったわけです。後、用水と一緒に草津と汲み上げていくというのが今後の課題なのだと思います。この辺りのくくりが少し分からなかったのですが。水道ビジョンとの関係はあまりないものなのですか。少しお金のかかる保守的な部分等が考えられましたけれども。

○事務局

草津用水等の水道の原水の導水管ですが、これは共同事業で実施するということが決定しております。現在その事業の計画策定で具体的なところまで議論は進んでいます。最近、国の政権により農業部門への予算的な配慮がなかなか厳しい状況で実施年次が少しずれ込むようなことも聞いております。実際にこれは元々老朽化した用水のパイプの原水のしっかりした安定供給の為の事業ですので、当然、耐震化を主にした施設の全面的な更新です。まず原水を確保し、その後ロクハ浄水場の浄水施設の耐震化なり、施設の次の更新なり、順次に取りかかっているような全体的な計画の中での一環になっております。

○委員長

少し先程の広域化とか、それからある意味の民営化とかのところは幅のある御意見。幅というのは賛成反対という、非常に大きくぶれた御意見はあまりなかったと思うのです。です

からこれは進めていただいて良いと思うのです。ただ少しいろんなところの表現が、参考資料であったり、それから現状と進める方向とそういうものが上手く整理されていない。できるだけ見せる姿を先に設定して、それから御説明するというのが必要だと思います。一応、二時間という設定はあるのですが、もう少し時間をいただいて残りの説明をお願いしてよろしいですか。終わりの時間は書いていないので。それでは時間のこともありますので、中身は違いますが、枚数が少ないので（５）危機管理マニュアルと後の（６）市民アンケート結果の他都市との比較と一緒に説明をしていただきますよう。

○事務局

それでは引き続きまして、パワーポイントの方で説明をさせていただきます。「いつでもどこでも水を届けます」という目標像を実現するための災害対策の一環である、危機管理マニュアルについて整理しました。草津市水道事業における危機管理マニュアルは、「草津市上水道危機管理マニュアル（改訂８版）案」（平成２２年５月）として整理しております。断水事故、水質汚染事故及び電子計算機システム事故という事故想定のもと、水道対策本部の設置や役割、各班の行動と対象の協議・連絡先などを具体的に示しております。本マニュアルの位置づけは、草津市地域防災計画における災害の想定や対策本部の設置などに整合し、市の防災計画における役割分担を示したものとなっております。また、厚生労働省による水道の危機管理対策マニュアル策定指針に示された、水道固有の予防対策や応急対策を立案したものであることも必要であります。

次のスライドに移ります。最新の危機管理マニュアルにつきましては、上位計画との関係や職員アンケートの結果などにより点検をいたしました。上位計画との関係では、厚生労働省より「渇水対策」「地震対策」「風水害対策」のマニュアル策定指針が公表されておりますが、本市の危機管理マニュアルはこれに沿った形での再編集などは特に行われておりません。草津市地域防災計画では、琵琶湖西岸断層帯による地震や内水、河川、ため池の氾濫といった被害想定と対策も検討していることから、水道事業としてもこれらの災害に応じた対策業務の手順や指揮命令系統図などを整理する必要のあることが分かりました。また、厚生労働省はマニュアルの点検、検証、改訂を進め、訓練を定期的にも実施することも要請しておりますが、草津市上下水道部での災害対応訓練は市長部局の主催する地域防災計画に基づいた訓練を実施しているものの、本マニュアルに基づいた水道独自の訓練は特に実施されておりません。マニュアル改訂の実施体制では、本マニュアルは、浄水課等による維持管理体制面からみた改訂作業と、「水道ハンドブック」の改訂にあわせた上下水道総務課による見直しを実施されてきました。しかし、本マニュアルの定期的な点検、検証や改訂作業についての分担は明記されておりません。また、改訂された最新のマニュアルは電子データとして共有されているものの、実際の危機対策が必要な場面において手に取ることができるような形では保管されていないのが実情であります。職員アンケートでも、緊急時の対応について「よい」とする回答よりも「よくない」「あまりよくない」が上回っています。その理由は、「マニュアルは机上の物であり、実施可否の検討や日々の確認が行われていない」「事故やテロ等の想定されていない事象がある」「交通機関の寸断を考慮した出動体制の検討が不十分」「マニ

アルの見直しや実施訓練が不足」といった点が指摘されました。

次のスライドに移ります。先ほどの点検結果に基づき、危機管理マニュアルについて今後の施策を整理しました。危機管理マニュアルはすでに作成済みであり、影響範囲の局地的な事故として断水事故、水質汚染事故及び電子計算機システム事故を想定し、その対応を整理しております。人事異動や組織変更などに伴う体制の見直しなども適宜行ってきましたが、職員アンケートでも必ずしも万全ではないといった点について指摘がありました。そこで、今後は危機管理マニュアルの点検、検証、改訂の役割分担を明示し、紙ベースでの最新版保管の徹底、地震等の災害想定を追加した改訂、訓練に基づく検証といった作業を通じて、現在のマニュアルをより良いものに高めることに継続的に取り組みます。

次のスライドに移ります。第3回策定委員会で御質問のあった、市民アンケート結果の他都市との比較を行いました。全国規模の調査といたしましては、「ミツカン水の文化センター」による「第15回水に関わる生活意識調査結果レポート」がwebで公表されています。類似都市として業務指標の比較対象とした同規模事業体をみると、市民アンケートを実施してwebで公表しているのは桐生市のみであり、会津若松市、上田市、彦根市、守口市、岩国市、別府市では公表されておられません。この表は、ミツカン及び桐生市による設問と、飲み水に関する設問に関する選択肢を示しております。ここで選択肢を示していない設問にも共通した問題として、類似した設問はいくつかみられたものの、選択肢が異なっているため直接比較することは困難でありました。

次のスライドに移ります。引き続き他都市との比較ですが、今度はこのアンケートで実施をしました、市外から転入された市民に対しての転入前と比較した感想を自由記述にて求めた結果を御紹介いたします。回答のありました割合は14.3%で、30歳代、1人世帯、寮・集合住宅居住者による回答割合が高くなっております。回答の総数188件のうち、「臭い・まずい」といったキーワードが60件と最も多く、「高料金」の53件が次いで多くなりました。おいしさに関しては「おいしい」も「まずい」の半数を超える33件あり、転入前の地域により評価が分かれています。具体的には、北海道、北陸、九州などの水源に恵まれた地域からの転入者は「まずい」と評価をされ、東京や大阪など都市部からの転入者は「おいしい」と評価される傾向が見られました。一方、料金に関しては、「安い」は7件にとどまり、「高い」を大幅に下回っております。これらのほかに、水圧が低いという回答も3件もございました。

以上で他都市との比較をした市民アンケート結果の御説明の方を終わらせていただきます。

○委員長

はい、ありがとうございました。別の課題ですけれども、何か御意見があれば。

はい、どうぞ。

○委員

今日もお茶をいただいたのですけれども、今日の本題とは話がズレますけれども、お茶というのはだいたい利尿作用があるのですよね。飲んだ分、また水が欲しくなるということ

があるというのを聞いています。水道水というのは普段そのまま私は飲んでいますが、外へ出てペットボトルに詰めてそれをお茶代わりに飲んで、これからそのような形をとろうかと自分自身で思っています。できるだけ役所の方でも水を生で飲むと、正直そういう習慣本当は少ないのですが、やはりそういうアクションを多少でも起こされたら、市民の方も生水を役所ではお飲みだということが、多少でも知れわたれば水道のイメージが変わってくるのではないかと思います。

○委員長

何か、水道の会議で別の物を出しているのは。他に御意見何かありませんか。
はい、どうぞ。

○委員

危機管理の点検結果のところ、「訓練に基づくマニュアルの検証が行われていない」といっています。だいたい訓練というのはどのくらいの期間なのですか。

○事務局

ここでは訓練できていないということです。

○委員

できていないのですか。

○事務局

はい。

○委員

訓練に基づくマニュアルの検証が行われているのは、訓練してマニュアルの検証をしたということではないのですか。32ページのところです。

○事務局

いま言われました、市全体の地域防災計画に基づく訓練は実際しておりますが、水道のマニュアルに対する訓練ができていないということです。

○委員

市の方の分は年に1回2回ぐらい。どんな訓練ですか。

○事務局

大きいものと、地震災害に基づいて各班構成をしているのですが、この班構成に基づいた行動までの訓練。おそらくここで書かれています厚労省のマニュアルというのも当然そ

の辺に整合したところはあるのですが、実際の例えば現場での調査を飛び越えて、実際に現場で起こったところの復旧作業を実際にしたかというところ、現実そういうことではございません。それを頭の中でシミュレーションしながら今後していくところまでは実際にしているのですが、ここでいわれておりますパーツ部分だけを外してその部分を組んで水道独自の部分だけの訓練を実際にシミュレーションかけてすることが必要なのではないか。そういうようなところでございます。

○事務局

委員長よろしいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○事務局

いま災害訓練に関わって昨年の11月にあったのですが、先程も申しあげたように年に一回訓練があるのですが、これは市全体です。昨年の11月は地震を想定した訓練と言うことで、その中で特に水道がクローズアップされて水道管が破断して飲み水がなくなったという想定で、市内には備蓄倉庫が5,6箇所ぐらいあるのですが、それぞれ各学区の小学校の近くに倉庫があるのです。そこには耐震用の防火水槽がそれぞれ1基ずつ設置されています。その水を使って防火水槽があるので、防火水槽とは別に耐震用の飲料水専用の防火水槽が別にあるので、それはそのままポンプアップした飲み水ですが、小学校・中学校のプールの水とか、それと防火水槽の水を浄化して飲めるように、それぞれの備蓄倉庫にその器具が置いてあるのです。その器具を私どもの水道職員がそれぞれの現場へ行って、現場を担当する市の職員が居ますのでその職員を教育訓練するよにということで、浄化の機械を使う訓練をしてその作業をしたのです。そういうことをもう少し回数を増やすとか水道が特にする必要あるのかなというそういう話だと思っております。

○委員

そういうことがあるとは、あまり知らなかったです。確かに使えないと意味ないですね。

○委員長

防火用水、火事、火災ですね。これ草津市はそんなに考えなくて良いのですかね。配水のラインが駄目になったら、消火用水が出ないということではないですね。どこから補えるとかそういう消火体制、一番急ぐものですからそういうのはきちんと出来るのですね。

○事務局

防火水槽の数はかなり整っているのですが、そもそも防火水槽というのは初期消火の水量分ぐらいしかありませんので、その後の延焼を防ぐとかそういうものでは水道的にはかなり

不足します。あと最寄りの所に河川があるとか、そういうことについては非常用出来るかと思いますが、プールとかあれば。それ以外の所は非常に難しいなという感じがします。

○委員長

ある問題、遮断弁があるとか自動的に遮断なのか人力で回して止めるとか、火災が起こったらそのラインだけ、欲しいパイプが破れていなければ確保して流してしまうのか、いろんな特に命に関わるところがきついろいろな意味で評価されますから、その時は毎回迅速に水を止めて、そして工事をしてどこまで出来るかという問題が、だいたい財政は問題ないので草津はしておられるかな。

○事務局

配水池で緊急遮断弁を設ける工事をする時に、消火用水と飲料水それと水道施設の給水等が必要になってくるわけなのですが、その中の消火用水について。緊急遮断弁を設置する時に消火用水について消防に照会をいたしました。その時の消防の回答としましては、緊急時には阪神淡路大震災でありましたように、水道の水があてにならないということがありましたので、消防は水道の水以外の部分で火災を鎮火するような事を考えているという回答で、緊急遮断弁設置の時にはそういう意見交換しながら、水が行かなくなりますよということで消防の方に照会してそういう意見のやり取りをして設置しております。

○委員長

というのは、逆に言うと飲料水を確保するために使っていいということですね。

○事務局

そういうことです。

○委員長

他に何かありませんか。アンケートの方は詳細資料の後ろのところに少し詳しく載っていますが、あまり新しい問題がないのですが、どれも目立った特徴がありますかね。他にございますか。前回にわたってでも結構でございます。あまり今日は結論らしい結論が出ない。今日出た御意見は踏まえて整理をしてまた次回にやってもらえればと思います。良かったでしょうか。今日はここまでにさせていただいてよろしいですか、と理解させていただきます。次は今日の議論を踏まえていって。今後の予定について。

○事務局

今後の予定を報告させていただきます。今日4回目を御議論いただきましたし、少し積み残したものにつきましては次回に持ち越しますが、5回目として、皆様方の日程調整をさせていただきまして、8月3日で確定させていただきます。3日の午後1時半から、会場はこの場所になっております。すでに一部メールあるいはFAXで御届けしておりますし、後日文

書を御届けしたく考えております。冒頭でも申しましたように、パブリックコメントを含めてかなりのボリュームをこなしていただかなければなりませんし、今後はこれまで以上の間隔で開催することもあるかと思えます。暑い最中ではございますが、お願いしたいのを含めまして私ども省エネルギー運転ということで、冷房の温度を 28℃設定しておりますのでかなり暑い中での御議論ということになりますので服装等に付きましては、軽装で御運びいただきたいと思っております。

○委員長

その次はだいたいいつなのですかね。

○事務局

9月の初旬、頭ぐらいを考えております。

○委員長

9月の初旬。その日にちは。

○事務局

それはまだ早すぎて決めていないので、考えさせていただきます。7月の中旬以降ぐらいに照会させていただきます。

○委員長

個人的にはかなり厳しい時期ですので、皆さんの御了解を得られればもっと早く決めて欲しい。勝手ですが、我々夏休みですのでかなり予定が長期に渡っていろいろとございますので。

○事務局

引き続き照会させていただきます。

○委員長

そちらへ御渡ししますので誰か閉会宣言を。

○事務局

以後の予定でございますけども、特に皆さまの御意見がなければ予定より少し長いと思われるので宜しければ閉会させていただきたいと思えます。

○委員全員

(賛同)

○事務局

それでは本当に皆様方暑い中の議論ありがとうございました。これをもちまして第4回の委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○全員

ありがとうございました。